

宇治市のりあい交通事業に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、地域住民・交通事業者・宇治市（以下「市」という。）の役割分担により、地域の公共交通を確保するとともに、公共交通の利用促進や地域コミュニティの活性化につなげるため、宇治市のりあい交通事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「のりあい交通事業」とは、一定の採算性の確保を前提として、地域住民が設立する任意組織（以下「運営委員会」という。）が主体となって運行を行う交通事業をいう。
- (2) 「交通事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号に定める一般旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (3) 「運行計画」とは、のりあい交通事業により運行される交通手段の車両規模や路線ルート、停留所の位置、ダイヤ、運賃等の計画をいう。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 のりあい交通事業については、運営委員会、交通事業者及び市が第5条から第7条までの各条の役割分担に基づいて行う。

(対象となる地区)

第3条 のりあい交通事業の対象となる地区は、別表第1の平成25年4月にバス路線が休止となった地区又は休廃止の恐れがある地区を含み、かつ、一定の利用者が見込める地区とする。

(運行を行う者)

第4条 のりあい交通事業による交通手段の運行は、運営委員会が選定した交通事業者が行う。業者の選定について、宇治市は助言等を行うものとする。

(運営委員会の役割)

第5条 運営委員会は、のりあい交通事業の運営の主体であり、のりあい交通事業について次の役割を担う。

- (1) 運行計画等の提案、及び地元調整
- (2) のりあい交通事業による交通手段の積極的な利用及び運行に関する地元負担金の確保

(交通事業者の役割)

第 6 条 交通事業者は、運営委員会及び市に協力して、のりあい交通事業について次の役割を担う。

- (1) 低コストで利用促進につながる運行計画の作成
- (2) 関連法令に基づく手続き
- (3) 安全で快適な運行サービスの提供

(市の役割)

第 7 条 市は、運営委員会及び交通事業者に協力して、のりあい交通事業について次の役割を担う。

- (1) 運営委員会、交通事業者及び関係機関との協議及び調整
- (2) のりあい交通事業に関する助言及び指導
- (3) のりあい交通事業の実施及び運行に関する費用の補助

(運行協定)

第 8 条 運営委員会、交通事業者及び市は、のりあい交通事業に基づき運行を実施するにあたり、それぞれの役割及び責務等を定めた運行協定を締結するものとする。

2 運営委員会、交通事業者及び市は、運行開始後は特別な事情がない限り、のりあい交通事業を継続して実施するよう努めるものとする。

(その他)

第 9 条 この要領に関する要項等は、次のとおりとする。

- (1) のりあい交通事業補助金交付要項 (第 7 条関連)
- (2) のりあい交通の運行に関する協定書(案) (第 8 条関連)
- (3) のりあい交通の試験運行に関する協定書(案) (第 8 条関連)

附 則

この要領は、平成 2 6 年 3 月 6 日から施行する。

別表第 1

| 平成 2 5 年 4 月にバス路線が休止となった地区又は休廃止の恐れがある地区 | |
|---|--|
| 檜島町 | 一ノ坪、石橋、一町田、園場、大町、大川原、大幡、落合、北内、五才田、郡、三十五、島前、十一、十六、十八、清水、千足、外、月夜、中川原、二十四、幡貫、吹前、南落合、目川、本屋敷、門口 |
| 小倉町 | 神楽田、春日森、新田島、西浦、西山、蓮池、堀池、南浦、南堀池、山際 |
| 伊勢田町 | 井尻、ウト口、浮面、蔭田、北山、毛後、新中ノ荒、砂田、中荒、中遊田、中ノ田、南遊田、遊田、若林、名木一丁目、名木二丁目、名木三丁目 |
| 安田町 | 大納言 |
| 菟道 | 池山、大谷、岡谷、奥ノ池、河原、滋賀谷、只川、段ノ上、中筋、東中、妙見、門前、山田 |
| 明星町 | 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 |